

平成19年から税源移譲によって 個人住民税と所得税が変わっています

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方

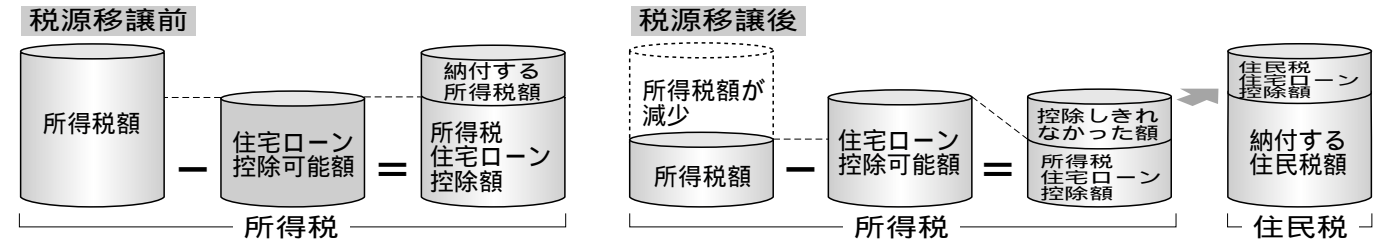
申告が必要です

税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度

の個人住民税 所得割 から控除できます。

申告期限 平成20年3月17日まで

申告先 市役所税務課へ源泉徴収票を添付し提出
(確定申告をする方は、税務署へ提出)



平成19年中に所得が減って所得税が課されなくなった方

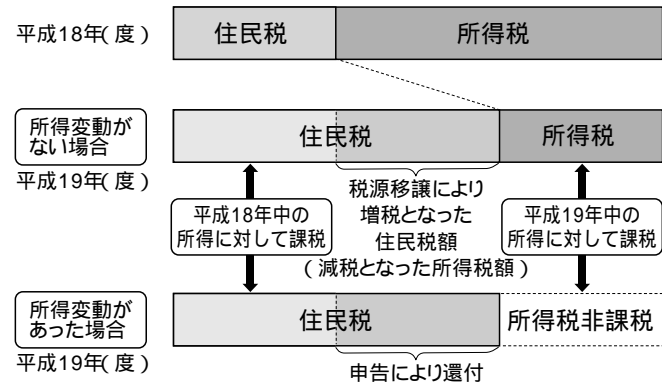
申告が必要です

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受ける方については、既に納付済の平成19年度分の個人住民税額から、税源移譲により増額となった個人住民税額相当分を還付します。還付を受けるには、平成19年度分個人住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。

申告期間 平成20年7月1日～7月31日まで

申告先 市役所税務課へ提出

下田市に転入された方は提出先にご確認ください。



65歳以上のかたの非課税措置廃止に伴う経過措置が終了します

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、合計所得額が125万円以下の方に適用されていた住民税の非課税措置が、廃止されたことに伴い、平成18年度から段階的な経過措置が設けられていました。平成20年度からは経過措置がなくなり、対象となっていた方は税額が増額となります。

	市民税	県民税
平成18年度	均等割と所得割の1/3を課税	均等割と所得割の1/3を課税
平成19年度	均等割と所得割の2/3を課税	均等割と所得割の2/3を課税
平成20年度以降	均等割と所得割の全額を課税	均等割と所得割の全額を課税

短期損害保険料控除が廃止となり、地震保険料控除が創設されました

近年多発している地震災害を受け、損害保険料控除が改組され地震保険料控除が創設されました。

損害保険料控除(平成19年度課税分まで)

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、満期返戻金のあるもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合、両保険料控除額の合計	10,000円

改正

地震保険料控除(平成20年度課税分から)

控除内容	控除限度額
地震保険契約に関する保険料の2分の1	25,000円
経過措置:平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料控除は、従前の長期損害保険料控除が適用	10,000円
地震保険と長期損害保険がある場合、両保険料控除額の合計	25,000円

対象となる保険料は住宅や家財等の生活資産の地震保険料です。

問合せ先: 税務課市民税係 ☎ 2218

後期高齢者医療の保険料はどのようなもの?

平成20年4月1日から75歳以上の方(65歳以上の一定の障害をお持ちの方を含む)を対象に後期高齢者医療制度が始まり、被保険者一人ひとりが保険料を納めることになります。



問合せ先: 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

ほとんどのケースは、従来の国民健康保険税などからの切り替えとなります

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する所得割額と被保険者すべてが同額で負担する均等割額の合計となります。所得割額の算定の基礎となる所得(基礎控除後の総所得金額等)は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎となる所得と同じです。

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額}$$

保険料率は2年ごとに広域連合が定め、都道府県により異なります

平成19年11月の広域連合議会において、保険料率等を規定する条例が可決され、保険料率等が決定しました。

平成20・21年度の 保険料率等(年間)	所得割率	6.84%
	均等割額	36,000円
	賦課限度額	500,000円

低所得世帯に属する方などには軽減措置があります

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額が下記の場合には、均等割額が軽減されます。

「基礎控除額(33万円)」を超えないとき	7割軽減
「基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えないとき	5割軽減
「基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数」を超えないとき	2割軽減

健康保険組合などの被用者保険の被保険者である子どもと同居するなど、被扶養者としてこれまで保険料を負担してこなかった方の保険料は、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、前年の所得の有無に関わらず所得割額は賦課されず、5割軽減(所得の少ない世帯の7割軽減に該当するときは7割軽減)した均等割額のみとなります。ただし、平成20年度の均等割額は、4月から9月分は0円、10月から翌年3月までは、9割軽減した額となります。

保険料(年額)の例

後期高齢者医療に夫婦二世帯で加入する場合と一人世帯で加入する場合の保険料(年額)の例です。なお、年金以外の所得があるときは、所得の合計額で判断してください。(二世帯の場合、実際の保険料の納付は個人ごとになります)

■二世帯の場合(夫婦ともに後期高齢者医療被保険者)

世帯主の所得金額(千円)	世帯主の年金収入額(千円)	夫婦の保険料額の計(円)	軽減の適用等
330以下	1,530以下	21,600	所得割なし、均等割7割軽減
480	1,680	31,800	均等割7割軽減
725	1,925	63,000	均等割5割軽減
830	2,030	91,800	均等割2割軽減
880	2,080	95,200	
1,180	2,380	115,700	軽減なし
1,600	2,800	158,800	
2,000	3,200	186,200	
2,500		220,400	
3,000		254,600	
4,000		323,000	
5,000		391,400	

■一人世帯の場合

所得金額(千円)	年金収入額(千円)	保険料額(円)	軽減の適用等
330以下	1,530以下	10,800	所得割なし、均等割7割軽減
480	1,680	21,000	均等割7割軽減
725	1,925	55,800	均等割2割軽減
830	2,030	63,000	
880	2,080	73,600	軽減なし
1,180	2,380	94,100	
1,600	2,800	122,800	
2,000	3,200	150,200	
2,500		184,400	
3,000		218,600	
4,000		287,000	
5,000		355,400	

配偶者の収入は基礎年金のみの場合の世帯主の所得別保険料